

## 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

### 第一 学資貸与金に係る修正

#### 一 利息付きの学資貸与金の廃止及び学資貸与金の貸与の対象者の拡大

利息付きの学資貸与金を廃止するとともに、学資貸与金の貸与を受ける者について、学業成績に関する要件を削り、経済的理由により修学に困難があるものと認定された者とする事。

(第十四条第一項及び新第二項関係)

#### 二 学資貸与金の貸与に当たっての保証人の保証の要求の禁止規定の追加

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、学資貸与金の貸与に当たって、保証人の保証を求めてはならない旨の規定を追加すること。

(第十四条新第四項関係)

#### 三 延滞金の賦課の禁止規定の追加

機構は、返還すべき学資貸与金に係る延滞金を賦課してはならない旨の規定を追加すること。

(第十七条新第一項関係)

#### 四 学資貸与金の一括返還請求の禁止規定の追加

機構は、学資貸与金の貸与であってその返還が割賦の方法によるものを受けた者に対し、その割賦金の返還未済額のうち返還の期限の到来していない部分の額を一括して返還することを請求してはならない旨の規定を追加すること。 (第十七条新第二項関係)

## 五 相談体制の整備の規定の追加

機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が、学資貸与金の返還を円滑に行うことができるよう、学資貸与金の返還に関する相談又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備を行うものとする旨の規定を追加すること。 (新第十七条の二関係)

## 第二 学資支給金に係る修正

### 一 学資支給金の支給の対象者の拡大

学資支給金の支給を受ける者について、学業成績に関する要件を削り、経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者とする。 (新第十七条の三関係)

### 二 学資支給金の返還に関する規定の削除

学業成績の不良等を理由とする学資支給金の返還に関する規定を設けないこととする。

(原案第十七条の三関係)

### 第三 その他

#### 一 経過措置の追加

- 1 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの法律による改正前の法律（以下「旧法」という。）により機構がした貸与契約であって、施行日においてその貸与の期間が終了していないものの相手方から政令で定める期間内に申出があったときは、当該貸与の期間のうち施行日以後の期間における学資について、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律（以下「新法」という。）による学資貸与金の貸与契約又は学資支給金の支給契約がされたものとみなして、新法を適用するものとする。
- 2 施行日前に旧法又は旧日本育英会法により学資として貸与された資金について、施行日以後、無利息とするとともに、新たな保証人の保証の要求、一括返還の請求及び施行日以後の期間に係る延滞金の徴収を行わない旨の特例を設けること。
- 3 1及び2のほか、施行日前に機構又は日本育英会がした貸与契約による学資の貸与及び貸与金の返

還については、なお従前の例によるものとする。

(改正案附則新第三条関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこと。